

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」への加入について

名古屋市教育委員会
名古屋市立西特別支援学校長

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、国・学校の設置者(名古屋市)・保護者の三者が経費負担する互助共済制度で、お子様が学校でけが等をした場合、災害共済給付を受けることができます。この制度の概要は以下のとおりです。名古屋市立学校では、児童生徒等総数の99.8%の方が加入しています。ご理解の上、ご加入いただきますようお願いいたします。

＜日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の概要について＞

項目	概要
給付の対象	加入年度中の学校管理下でのけが等 ※ 学校管理下とは、授業中・休憩時間中・部活動中・校外学習中・通常の経路による登下校中等 (転校しても可)
給付の種類	・医療費 ※ 健康保険を使った治療で、治療が終了するまでの医療費総額が5,000円(500点)以上の場合、[窓口負担額(通常医療費総額の3割) + 医療費総額の1割]を給付 ・見舞金 ※ 残った障害の程度により給付(死亡も含む) ※ 別紙「災害共済給付制度のお知らせ」参照
給付の期間	初診から最長10年間(同一災害)
掛金	年額 保護者負担1612円、本市負担538円(一人当たり)
本市医療費助成等を受けた場合	本市医療費助成を受けて窓口負担が無い場合・・・医療費総額の1割を給付 見舞金は給付

- ※ 医療費給付の内訳および本市の医療費助成につきましては、裏面の図をご参照ください。
- ※ 損害賠償を受けた場合は、原則として給付金額から、損害賠償金を差し引いた額が支給されます。
- ※ 5月1日の在籍を基準として加入の手続きを行います。原則として、5月1日以降の加入はできません。

つきましては、同意書にご記入のうえ、4月17日(月)までに担任へご提出ください。

保護者負担掛金の集金方法は、後日お知らせします。

なお、災害共済給付に関する個人情報につきましては、取り扱いに十分留意し、加入及び給付金の請求手続き以外には使用いたしません。

- ※ ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。
なお、加入を希望されない方はお手数ですが連絡帳等で担任までお知らせください。

同 意 書

名古屋市教育委員会・名古屋市立西養特別支援学校長 様

部 年 組 生徒氏名

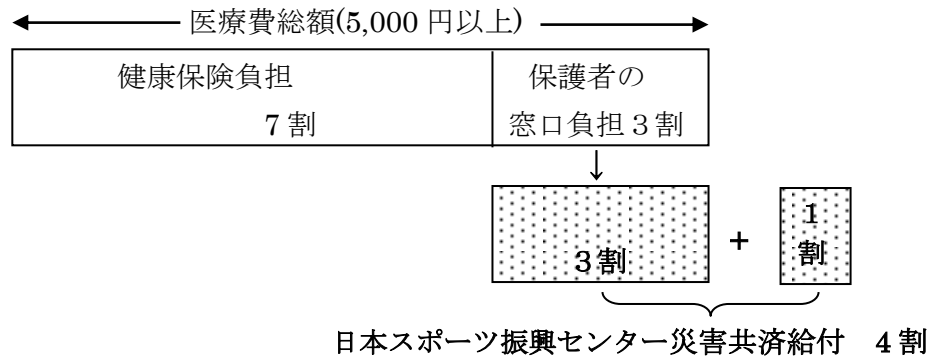
名古屋市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、上記生徒が加入することに同意します。

令和 年 月 日

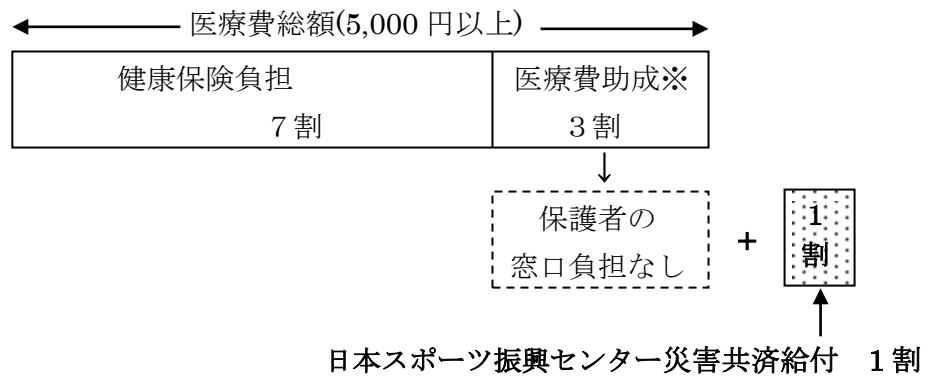
保護者氏名

参考

- 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」における医療費給付の内訳



- 医療費助成を受けた場合の給付の内訳



※ 本市の医療費助成には、「子ども医療費助成制度」のほかに、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「障害者医療費助成制度」等があります。

【特定機能病院・地域医療支援病院の受診について】

特定機能病院・地域医療支援病院では、かかりつけ医からの紹介状がない場合に選定療養費がかかります。この選定療養費は、保険診療の対象外で、実費負担となり、スポーツ振興センターの給付対象となりません。ご理解の程、よろしくお願い致します。

【選定療養費の一例】（令和4年3月現在）

名古屋第一病院（日赤）	5,500円	名古屋大学医学部附属病院	5,500円
名古屋市立大学病院	5,500円	名古屋掖済会病院	5,500円

※ その他の病院については、医療機関にお問い合わせください。